

■景観形成基準

		景観形成推進地区						一般地区	景観形成準備地区	
		新玉名駅周辺地区【現行案】	新玉名駅周辺地区【変更案】	大浜地区	伊倉地区	高瀬・裏川地区	山田日吉神社周辺地区			石貫安世寺地区
建築物等の建築等	位置	建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう配慮する。	建築物の壁面は、道路等の公共用地上に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう配慮する。	建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう配慮する。	建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう配慮する。	道路等の公共用地上に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	道路等の公共用地上に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。	道路等の公共用地上に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。	
	意匠	周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	小岱山や熊ノ岳、三の岳等の周辺の稜線に配慮し、圧迫感や長大な壁面の印象を与えるような意匠は避ける。新玉名駅前広場から見た際、周囲の田園環境から著しく突出した印象を与えないような意匠・形態に努める。	周辺景観との調和や伝統的な意匠に配慮し、まとまりのある意匠とする。	周辺景観との調和や伝統的な意匠に配慮し、まとまりのある意匠とする。	周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
		外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。	外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。	外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。	外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。	外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。	外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。	外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。	外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。	外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。
		付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なく、周辺の景観との調和に配慮する。	(屋外広告物に関する記述は工作物に移動)	(屋外広告物に関する記述は工作物に移動)	(屋外広告物に関する記述は工作物に移動)	(屋外広告物に関する記述は工作物に移動)	(屋外広告物に関する記述は工作物に移動)	(屋外広告物に関する記述は工作物に移動)	(屋外広告物に関する記述は工作物に移動)	(屋外広告物に関する記述は工作物に移動)
	共通	田園景観との調和に配慮するよう努める。	田園景観との調和に配慮するよう努める。	伝統的な港町の景観との調和に配慮するよう努める。	周辺の集落景観との調和に配慮するよう努める。	周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。	参道沿道の生け垣が映える色彩に努める。	周辺の伝統的な建築物、山林・農地との調和に配慮するよう努める。	周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。
		—	—	建築材料(木材や漆喰等)の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。	建築材料(木材や漆喰等)の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。	建築材料(木材や漆喰等)の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。	—	建築材料(木材や漆喰等)の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。	—	
	色彩	外壁(基調色)	外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相OR(赤10Y(黄))の彩度4以下、明度4以上を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤10Y(黄以外))については、彩度2以下、明度4以上とする。	外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相OR(赤10Y(黄))の低彩度色(4以下)を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤10Y(黄以外))については、彩度2以下、明度4以上とする。	外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相(OR(赤10Y(黄)))の低彩度色(4以下)を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤10Y(黄以外))については、彩度2以下とする。	外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相(OR(赤10Y(黄)))の低彩度色(4以下)を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤10Y(黄以外))については、彩度2以下とする。	OR(赤10Y(黄))の低彩度色(4以下)を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤10Y(黄以外))については、彩度1以下、明度4以上とする。	外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相OR(赤10Y(黄))の低彩度色(4以下)を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤10Y(黄以外))については、彩度1以下、明度4以上とする。	—	—
		外壁(補助色)	周辺や基調色の調和に配慮する。	周辺や基調色の調和に配慮し、基調色と著しく明度差が大きならないようにする。	周辺や基調色の調和に配慮する。	周辺や基調色の調和に配慮する。	周辺や基調色の調和に配慮する。	周辺や基調色の調和に配慮する。	—	—
		外壁(強調色)	色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。	色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。	色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。	色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。	色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。	色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。	色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。	—
		屋根	—	—	周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。	周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。	周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。	—	—	—
材料	暖色系色相(OR(赤10Y(黄)))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤10Y(黄以外))については、彩度1以下、明度6以下とする。	暖色系色相(OR(赤10Y(黄)))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤10Y(黄以外))については、彩度1以下、明度6以下とする。	暖色系色相(OR(赤10Y(黄)))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤10Y(黄以外))については、彩度1以下、明度6以下とする。	暖色系色相(OR(赤10Y(黄)))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤10Y(黄以外))については、彩度1以下、明度6以下とする。	暖色系色相(OR(赤10Y(黄)))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤10Y(黄以外))については、彩度1以下、明度6以下とする。	暖色系色相(OR(赤10Y(黄)))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤10Y(黄以外))については、彩度1以下、明度6以下とする。	暖色系色相(OR(赤10Y(黄)))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤10Y(黄以外))については、彩度1以下、明度6以下とする。	—	—	
	周辺景観と調和するような材料を使用する。	周辺景観と調和するような材料を使用する。	周辺景観と調和するような材料を使用する。	周辺景観と調和するような材料を使用する。	周辺景観と調和するような材料を使用する。	周辺景観と調和するような材料を使用する。	周辺景観と調和するような材料を使用する。	周辺景観と調和するような材料を使用する。	周辺景観と調和するような材料を使用する。	
敷地の緑化	敷地内は極力緑化に努める。	敷地内は極力緑化に努める。特に、主要交差点部にはシンボルツリーを配置するなど街並みの演出を行う。	敷地内は極力緑化に努めること。	敷地内は極力緑化に努めること。	敷地内は極力緑化に努めること。	敷地内は極力緑化に努めること。	敷地内は極力緑化に努めること。	敷地内は極力緑化に努めること。	敷地内は極力緑化に努めること。	
	既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。	—	既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。	既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。	既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。	既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。	既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。	既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。	既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。	

■景観形成基準

		景観形成推進地区							一般地区	景観形成準備地区	特定施設届出地区
		新玉名駅周辺地区【現行案】	新玉名駅周辺地区【変更案】	大浜地区	伊倉地区	高瀬・裏川地区	山田日吉神社周辺地区	石貫安世寺地区			
欄・塀	位置	周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	周囲の柵、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。	周囲の柵、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	
	意匠	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	
		極力、開放的な意匠に努める。	極力、開放的な意匠に努める。	—	—	—	極力、生け垣とする。	極力、生け垣とする。	—	—	
	色彩	建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。屋外広告物の色数は必要最小限に抑え、十分な余白を確保したレイアウトとする。	建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	木や生け垣などの自然が持つ色(素材)とする。	木や生け垣などの自然が持つ色(素材)とする。	周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	
	材料	周辺景観と調和するような材料を使用する。	周辺景観と調和するような材料を使用する。	周辺景観と調和するような材料を使用する。	周辺景観と調和するような材料を使用する。	周辺景観と調和するような材料を使用する。	極力、生け垣とする。	極力、生け垣とする。	周辺景観と調和するような材料を使用する。	周辺景観と調和するような材料を使用する。	
緑化	柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。	柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。	柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。	柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。	柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。	柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。	柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。	柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。	柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。		
その他の工作物	位置	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	
	意匠	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	
	色彩	建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	
太陽光発電設備	位置	—	敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。	同左	同左	同左	同左	同左	眺望点から望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないよう努める。	眺望点から望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないよう努める。	
		—	設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。	同左	同左	同左	同左	同左	設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。	設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。	
		—	高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。	同左	同左	同左	同左	同左	高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。	高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。	
		—	屋上屋根に設ける場合は、建築物の最上部以下とする。	同左	同左	同左	同左	同左	—	—	
	—	太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。	同左	同左	同左	同左	同左	同左	太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。	太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。	
	意匠	—	太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。	同左	同左	同左	同左	同左	同左	太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。	太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。
		—	太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。	同左	同左	同左	同左	同左	同左	太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。	太陽電池モジュールの材質は、低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。
緑化	—	敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。	同左	同左	同左	同左	同左	同左	敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。	敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

■工作物の届出対象行為

工作物の建設等	その他の工作物	太陽光発電設備	太陽光発電設備	太陽光発電設備	太陽光発電設備	太陽光発電設備	太陽光発電設備	太陽光発電設備	太陽光発電設備	太陽光発電設備
	高さが5m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m)を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	高さが5m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m)を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	高さが5m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m)を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	高さが5m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m)を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	高さが5m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m)を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	高さが5m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m)を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	高さが5m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m)を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	高さが13m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m)を超えるもの、又はその敷地面積が1,000㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	高さが13m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m)を超えるもの、又はその敷地面積が1,000㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	■太陽光発電設備 見付高さ(パネル又は架台)1.5m超かつパネル面積100㎡超
	—	見付高さ(パネル又は架台)1.5m超又はパネル面積10㎡超	同左	同左	同左	同左	同左	見付高さ(パネル又は架台)13m超又はパネル面積1,000㎡超	見付高さ(パネル又は架台)13m超又はパネル面積1,000㎡超	—